○つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成25年3月22日
規則第11号

（趣旨）

第1条　この規則は、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成25年つくばみらい市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（事前協議の申出等）

第3条　条例第3条第1項の協議（以下「事前協議」という。）は、つくばみらい市墓地等経営（変更）計画協議書（様式第1号。以下「計画協議書」という。）により行うものとする。

2　計画協議書の提出は、条例第10条第1項又は第12条第1項に規定する申請書を提出しようとする日（以下「申請予定日」という。）から起算して120日前までに行うものとする。

3　計画協議書には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、墓地等の変更許可に係る事前協議の場合において、市長が適当と認めるときは、同項に掲げる書類の一部を省略することができる。

5　市長は、事前協議が行われた場合において、必要があると認めるときは、計画協議書及び前2項の規定により添付された書類の写しを隣接市（墓地又は納骨堂にあってはその区域又は敷地の境界からの水平距離が200メートル以内、火葬場にあってはその敷地の境界からの水平距離が300メートル以内にある本市に隣接する市をいう。以下同じ。）の長に送付し、意見を求めるものとする。

（事前協議の終了等）

第4条　市長は、事前協議が終了したときは、つくばみらい市墓地等経営（変更）計画協議確認書（様式第2号。以下「計画協議確認書」という。）により当該事前協議を行った申請予定者に通知するものとする。

2　前項の規定による通知を受けた申請予定者は、当該申請に係る計画を中止しようとするときは、つくばみらい市墓地等経営（変更）計画中止届出書（様式第3号）に当該墓地等に係る計画協議確認書を添付し、市長に届け出なければならない。

（標識の設置）

第5条　条例第4条第1項の標識（以下「標識」という。）は、墓地等の設置（変更）計画のお知らせ（様式第4号）によるものとする。

2　条例第4条第2項の規定による届出は、つくばみらい市墓地等標識設置届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1)　標識を設置した場所が明示された図面

(2)　標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

3　標識は、墓地等の経営を予定する土地の道路に接する部分（当該土地が2以上の道路に接する場合にあっては、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置する。

4　標識の設置期間は、申請予定日から起算して少なくとも90日前の日から工事完了確認済証の交付を受ける日までの間とする。

5　申請予定者は、風雨等により容易に破損し、又は倒壊しないように標識を設置するとともに、標識の記載事項が前項に規定する設置期間中不鮮明にならないように維持し、及び管理しなければならない。

（標識の記載事項の変更）

第6条　申請予定者は、標識の記載事項に変更があったときは、遅滞なく当該記載事項を訂正し、かつ、当該訂正した旨をつくばみらい市墓地等標識設置届出書により市長に届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第7条　申請予定者は、条例第5条第1項の規定により開催する説明会（以下「説明会」という。）において、次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

(2)　墓地等の名称及び所在地
(3)　墓地等の施設の概要
(4)　墓地等の維持管理の方法
(5)　工事着手予定日及び工事完了予定日
(6)　工事の方法及び安全対策の概要
(7)　条例第6条第1項に規定する意見書の提出期限及び提出方法
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
2　説明会は、標識を設置した日から30日以上経過した後でなければ、開催することができない。
3　申請予定者は、説明会を開催するときは、あらかじめ開催の日時、場所等について市長に通知するとともに、当該説明会を開催する日の14日前までに、その旨を条例第2条第5号に規定する近隣住民等に周知しなければならない。
4　条例第5条第2項の規定による報告は、つくばみらい市墓地等経営計画説明会開催結果報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
(1)　説明会において使用した資料
(2)　説明会に出席した近隣住民等の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)の名簿
(3)　申請予定者として説明会に出席した者の氏名及び所属
(4)　説明会の概要並びに説明会で出された意見及びその回答
(5)　条例第6条第1項に規定する意見書の提出期限及び提出方法を記載した書類
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(計画を変更した場合における説明)
第8条　申請予定者は、前条第1項に掲げる事項を変更したときは、改めて説明会を開催しなければならない。ただし、当該変更した事項が軽微なものであると市長が認める場合にあっては、この限りでない。
2　前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による説明事項の変更に係る説明について準用する。
(近隣住民等との協議等)
第9条　条例第6条第1項の規則で定める日は、条例第5条第1項に規定する説明会を開催した日の翌日から起算して30日を経過した日とする。
2　条例第6条第1項に規定する意見書は、原則としてつくばみらい市墓地等経営計画意見書(様式第7号)によるものとする。
3　申請予定者は、前項の意見書の提出があったときは、提出のあった日から10日以内に当該意見書を提出した者との協議を開始しなければならない。
4　条例第6条第3項の規定による報告は、協議を行った日から7日以内に、つくばみらい市墓地等経営計画協議内容報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
(1)　協議において使用した資料
(2)　協議した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)の名簿
(3)　申請予定者として協議に出席した者の氏名及び所属
(4)　協議の概要並びに協議で出された意見及びその回答
(5)　協議により合意した事項がある場合にあっては、当該合意事項が記載された書類
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(経営者の基準)
第10条　条例第7条ただし書に規定する特別の理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。
(1)　個人墓地(墓地使用者自らが経営する墓地をいう。次号において同じ。)を引き継いで経営しようとする場合
(2)　災害の発生又は公共事業の実施に伴い、個人墓地又は共同墓地(字、自治会その他地域共同体がその構成員にのみ使用させる目的で経営する墓地をいう。)を移転し、又は設置することにより墓地を経営しようとする場合
(3)　前2号に掲げるもののほか、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合

（設置場所等の基準）
第11条　条例第8条第1号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
(1)　店舗又は事務所
(2)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園又は学校
(3)　保育所その他児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
(4)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
(5)　介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護療養型医療施設
(6)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター
(7)　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに障害福祉サービス事業の用に供する施設（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援のいずれかの事業のみの用に供する施設を除く。）
(8)　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所又は助産所
(9)　都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園又は市がこれに類するものとして管理している土地
(10)　図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館
(11)　博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する博物館
(12)　社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館
(13)　地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により条例で設置された公の施設
2　条例第8条第1号ただし書の規定により市長が適当と認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
(1)　条例第8条第1号の基準が緩和されることによって生じる支障を除去し、又は当該支障を緩和する措置が講じられ、土地その他の周囲の状況から支障がないと認められる場合
(2)　条例第8条第1号に規定する国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、住宅等の管理者又は所有者、居住者等の当該墓地等の計画に対する同意書を得ている場合
(3)　条例第3条から第6条までに規定する手続が適正に行われ、条例第3条及び第6条に規定する協議が整っている場合
(4)　市長が別に行う墓地需要動向調査の結果に基づく市内の墓地等の需要状況を踏まえて判断したとき、設置しようとする墓地等の必要性が相当程度に高いと認められ、かつ、当該墓地等が設置されることにより得られる利益が条例第8条第1号に規定する基準を緩和することにより生じる支障を著しく上回ると認められる場合
（施設の基準）
第12条　条例第9条の規定により条例別表に規定するもののうち、次の各号に掲げる施設又は設備については、当該各号に定める要件を満たさなければならない。
(1)　緑地帯　常緑樹を主体とし、中木、高木等を適宜に配置したものであって、周辺の生活環境に配慮したものであること。
(2)　障壁又は垣根　緑地帯と墳墓を設ける区域を明瞭にしたものであって、次に掲げる要件を満たす構造を有したものであること。
ア　1.8メートル以上の高さを有したものであること。
イ　隣接地から墳墓を見えにくくするものであること。
ウ　人畜がみだりに入ることができないものであること。
(3)　緑地　緑地帯と合わせ、墓地の区域全体の25パーセント以上を占めるように配置されていること。
(4)　排水設備　雨水及び汚水の停滞、墳墓内への浸水及び墓地の区域内の通行の支障を生じないものであること。
(5)　ごみ集積設備　墓地等の経営者及び墓地等の管理者がごみを衛生的に保管することができるものであること。
（経営許可の申請）
第13条　条例第10条第1項に規定する申請書は、つくばみらい市墓地等経営許可申請書（様式第9号）によるものとする。
2　条例第10条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
(1)　別表に掲げる書類

(2)　必要な関係法令との調整が図られていることを示す書類
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(許可の通知等)
第14条　条例第11条第1項の規則で定める許可書は、つくばみらい市墓地等経営許可書(様式第10号)によるものとする。
2　条例第11条第3項の規則で定める通知書は、つくばみらい市墓地等経営(変更・廃止)不許可決定通知書(様式第11号)によるものとする。
(変更許可の申請等)
第15条　条例第12条第1項に規定する申請書は、つくばみらい市墓地等変更許可申請書(様式第12号)によるものとする。
2　条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
(1)　別表に掲げる書類
(2)　必要な関係法令との調整が図られていることを示す書類
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
3　条例第12条第2項において準用する条例第11条第1項の許可書はつくばみらい市墓地等変更許可書(様式第13号)とし、同条第3項の通知書はつくばみらい市墓地等経営(変更・廃止)不許可決定通知書によるものとする。
(廃止許可の申請等)
第16条　条例第13条第1項に規定する申請書は、つくばみらい市墓地等廃止許可申請書(様式第14号)によるものとする。
2　条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
(1)　墓地又は納骨堂にあっては、次に掲げる事項を記載した改葬報告書
ア　改葬対象、改葬日、改葬先の場所、改葬者の氏名、改葬許可年月日その他改葬状況
イ　廃止計画における現況図又は墳墓の配置図
ウ　廃止計画における墓籍簿の写し等使用者の一覧
(2)　申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合にあっては、当該法人の規則又は定款に基づき、墓地等の廃止に係る当該法人における意思決定がなされた旨を証する書類
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
3　条例第13条第2項において準用する条例第11条第1項の許可書はつくばみらい市墓地等廃止許可書(様式第15号)とし、同条第3項の通知書はつくばみらい市墓地等経営(変更・廃止)不許可決定通知書によるものとする。
(みなし許可に係る届出)
第17条　条例第14条の規定による届出は、つくばみらい市墓地・火葬場みなし許可届出書(様式第16号)により行うものとする。
2　前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1)　墓地又は火葬場を設置する位置を示す図面
(2)　墓地又は火葬場の施設の配置図及びその構造を示す図面(墓地にあっては、墳墓を設置する区域及び墳墓の区画を明らかにしたもの)
(3)　墓地又は火葬場に係る土地の地積測量図
(4)　都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類の写し
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(工事着手届)
第18条　条例第15条の規定による工事の着手の届出は、当該墓地等の工事に着手する日の7日前までに、つくばみらい市墓地等工事着手届(様式第17号)により行うものとする。
(工事完了届)
第19条　条例第16条の規定による工事の完了の届出は、工事完了後遅滞なくつくばみらい市墓地等工事完了届(様式第18号)により行うものとする。
(工事完了確認済証)

第20条　条例第17条第1項に規定する工事完了確認済証は、つくばみらい市墓地等工事完了確認済証(様式第19号)によるものとする。
(変更の届出を要する事項等)
第21条　条例第18条の規定による届出は、つくばみらい市申請事項変更届出書(様式第20号)により行うものとする。
(身分証明書)
第22条　条例第21条第2項に規定するその身分を示す証明書は、身分証明書(様式第21号)によるものとする。
(令8規則29・一部改正)
(公表)
第23条　条例第23条の規定による公表は、つくばみらい市公告式条例(平成18年つくばみらい市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。
2　市長は、前項の規定による掲示のほか、必要があると認めるときは、市の広報紙への掲載その他適当と認められる方法により公表するものとする。
(令8規則29・一部改正)
(申請書等の提出部数)
第24条　条例又はこの規則に基づき市長に提出する書類、図面等の部数は、正副2部とする。
(補則)
第25条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(つくばみらい市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)
2　つくばみらい市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成18年つくばみらい市規則第77号)は、廃止する。
附　則(平成28年規則第14号)抄
(施行期日)
1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
附　則(令和8年規則第29号)
この規則は、公布の日から施行する。
別表(第3条、第13条、第15条関係)
(1)　墓地等の設置の必要性を具体的に示す書類
(2)　墓地等の設置場所の選定理由及び規模等の根拠を示す書類
(3)　墓地又は納骨堂にあってはその区域又は敷地の境界からの水平距離が200メートル、火葬場にあってはその敷地の境界からの水平距離が300メートルの区域における道路、鉄道、軌道、河川、湖沼及び住宅等の状況を示す現況図
(4)　墓地等を設置する位置を示す図面
(5)　墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面(墓地にあっては、墳墓を設置する区域及び墳墓の区画を明らかにしたもの)
(6)　墓地等に係る土地の登記事項証明書
(7)　墓地等に係る土地の公図の写し
(8)　墓地等に係る土地の地積測量図
(9)　墓地等の設置に関する資金計画書、収支計算書等財務に関する書類
(10)　墓地等の経営に係る10年間の収支予算書

(11)　管理運営計画書その他の墓地等の経営に必要な事項を記載した書類(管理者及び従事者並びに使用契約、会計、保守管理等の組織体制を明らかにしたものに限る。)
(12)　維持管理に関する規則その他の墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
(13)　申請者が宗教法人又は公益法人である場合にあっては、次に掲げる書類
ア　当該法人の規則(宗教法人にあっては、当該規則に知事印又は文部科学大臣印が押印されたものに限る。)又は定款の写し
イ　宗教法人法(昭和26年法律第126号)第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な場合にあっては、当該包括する宗教法人の承認書の写し
ウ　登記簿謄本
エ　規則又は定款に基づき、墓地等の経営に係る当該法人における意思決定がなされた旨を証する書類
オ　財産目録、収支計算書、預金残高証明書、貸借対照表その他当該法人の財務状況を確認することができる書類
カ　信者名簿、墓地使用希望者名簿、墓地需要状況説明書等の墓地の需要を明らかにする書類
(14)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号(第3条関係)

様式第１号(第３条関係)

つくばみらい市墓地等経営（変更）計画協議書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請予定者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)

墓地等の経営(変更)許可に係る申請を行うに当たり、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第３条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1　墓地等の名称
2　墓地等の所在、地番、地目及び面積
3　墓地等の施設の概要（変更の場合にあっては、変更前及び変更後の施設の概要）
4　墓地等を経営（変更）しようとする理由
5　標識の設置予定日
6　説明会の開催予定日及び開催場所
7　申請予定日
8　工事着手予定日及び完了予定日

様式第2号(第4条関係)

様式第２号（第４条関係）

つくばみらい市墓地等経営（変更）計画協議確認書

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで協議のあった墓地等の経営（変更）の計画について、協議が終了しましたので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第４条第１項の規定により、次のとおり通知します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　確認事項

様式第3号(第4条関係)

様式第３号（第４条関係）

つくばみらい市墓地等経営（変更）計画中止届出書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請予定者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

年　　月　　日付け第　　号で確認を受けた墓地等の経営（変更）の計画を中止したので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　中止年月日
４　中止の理由

様式第4号(第5条関係)

様式第４号(第５条関係)

90センチメートル以上

120センチメートル以上

墓地等の設置（変更）計画のお知らせ			
名　　称			
所　在　地			
種　　類	（　墓地　・　納骨堂　・　火葬場　）		
施設等の概要	敷地面積		㎡
	建築面積		㎡
	延床面積		㎡
	階数		地上　階／地下　階
	墓地	区画数	区画
		駐車台数	台
		緑地率	% （緑地面積／敷地面積×100）
		墓地形態	
	納骨堂	収蔵可能数	体
		駐車台数	台
工事着手予定日	年　月　日		
工事完了予定日	年　月　日		
計　画　者			
計画者の住所			
工事施工業者			
標識の設置日	年　月　日		
この標識は、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第４条第１項の規定により設置したものです。 （連絡先）			


住　所
氏　名
電話番号

様式第5号(第5条、第6条関係)

様式第５号（第５条、第６条関係）

つくばみらい市墓地等標識設置届出書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請予定者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の設置（変更）の計画を周知するため、標識を設置（訂正）したので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　設置（訂正）年月日
４　訂正の場合にあっては、訂正の内容及び理由

様式第6号(第7条関係)

様式第６号（第７条関係）

つくばみらい市墓地等経営計画説明会開催結果報告書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請予定者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の経営計画について説明会を開催したので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第５条第２項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　説明会の開催日及び開催場所

様式第7号（第9条関係）

様式第７号（第９条関係）

つくばみらい市墓地等経営計画意見書

年　　月　　日

様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の経営計画について、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第６条第１項の規定により、次のとおり意見を提出します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　意見の内容

様式第8号（第9条関係）

様式第８号（第９条関係）

つくばみらい市墓地等経営計画協議内容報告書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

申請予定者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の経営計画について近隣住民等と協議を行いましたので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第６条第３項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　協議内容等
（１）　協議者
（２）　実施日
（３）　開催場所
（４）　協議の内容その他の記録

様式第9号(第13条関係)

様式第９号（第１３条関係）

つくばみらい市墓地等経営許可申請書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の経営許可を受けたいので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１０条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
３　墓地等の施設の概要
４　墓地等を経営しようとする理由
５　市長との協議日
６　標識の設置日
７　説明会の開催日
８　近隣住民等との協議日
９　工事着手予定日及び工事完了予定日

様式第10号(第14条関係)

(平28規則14・一部改正)

様式第１０号（第１４条関係）

つくばみらい市墓地等経営許可書

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました墓地等の経営については、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１１条第１項の規定により、次のとおり許可します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
３　墓地等の施設の概要
４　許可の条件

（教示）
１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第14条、第15条、第16条関係）

（平28規則14・一部改正）

様式第１１号（第１４条、第１５条、第１６条関係）

つくばみらい市墓地等経営（変更・廃止）不許可決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました墓地等の経営（変更・廃止）については、次のとおり許可しないことと決定したので通知します。

１　墓地等の名称
２　不許可の理由

（教示）
１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

の訴えを提起することができます。

様式第12号(第15条関係)

様式第１２号（第１５条関係）

つくばみらい市墓地等変更許可申請書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の変更許可を受けたいので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１２条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1　墓地等の名称
2　変更に係る墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
3　変更前及び変更後の墓地等の施設の概要
4　市長との協議日
5　標識の設置日
6　説明会の開催日
7　近隣住民等との協議日
8　工事着手予定日及び工事完了予定日
9　変更許可申請の理由

様式第13号(第15条関係)

(平28規則14・一部改正)

様式第１３号（第１５条関係）

つくばみらい市墓地等変更許可書

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました墓地等の変更については、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１２条第２項の規定により、次のとおり許可します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
３　許可の条件

（教示）
１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

の訴えを提起することができます。

様式第14号(第16条関係)

様式第１４号（第１６条関係）

つくばみらい市墓地等廃止許可申請書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の廃止の許可を受けたいので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１３条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　墓地等の名称
２　廃止に係る墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
３　廃止の理由
４　廃止後の処理

様式第15号(第16条関係)

(平28規則14・一部改正)

様式第１５号（第１６条関係）

つくばみらい市墓地等廃止許可書

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました墓地等の廃止については、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１３条第２項の規定により、次のとおり許可します。

１　墓地等の名称
２　墓地等の敷地の所在、地番、地目及び面積
３　許可の条件

（教示）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者は、つくばみらい市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この

の決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号(第17条関係)

様式第１６号（第１７条関係）

つくばみらい市墓地・火葬場みなし許可届出書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地・火葬場の経営（変更・廃止）の許可を受けたとみなされるので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１４条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　墓地又は火葬場の名称
２　墓地又は火葬場の所在地
３　墓地
（１）　面積
（２）　地目
（３）　区画数
４　火葬場
（１）　敷地面積
（２）　延べ床面積
（３）　地目
（４）　火葬炉数
５　届出の理由

様式第17号（第18条関係）

様式第１７号（第１８条関係）

つくばみらい市墓地等工事着手届

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の工事に着手するため、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１５条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　許可年月日
４　工事着手日
５　工事完了予定日
６　工事施工業者
（連絡先）

様式第18号(第19条関係)

様式第１８号（第１９条関係）

つくばみらい市墓地等工事完了届

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

墓地等の工事が完了したので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１６条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　許可年月日
４　工事着手日
５　工事完了日
６　工事施工業者
（連絡先）

様式第19号(第20条関係)

様式第１９号（第２０条関係）

つくばみらい市墓地等工事完了確認済証

第　　号
年　　月　　日

様

つくばみらい市長　　印

年　　月　　日付けで工事の完了の届出があった墓地等の経営（変更・廃止）に係る工事については、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１７条第１項の規定による確認の結果、許可の内容に適合していると認めます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　許可年月日
４　検査年月日

様式第20号(第21条関係)

様式第２０号（第２１条関係）

つくばみらい市申請事項変更届出書

年　　月　　日

つくばみらい市長　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号
（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

年　　月　　日付け第　　号により許可を受けた墓地等について、次のとおり申請事項を変更したので、つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第１８条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　墓地等の名称
２　墓地等の所在地
３　変更事項

様式第21号(第22条関係)

(令8規則29・全改)

様式第２１号（第２２条関係）

（表）

第　　号

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例第２１条第２項の規定による
身　分　証　明　書

職・氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

つくばみらい市長　　印

（裏）

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第２１条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り，その施設，帳簿，書類その他の物件を調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は，規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

